

町田市動物愛護推進計画

第1 町田市動物愛護推進計画の基本的考え方

1 位置付け

本計画では、町田市の動物愛護(法律に準ずる)に関する基本理念と基本方針、およびともに取り組む関係者とその役割を具体的に示します。市民および関係者、行政等動物に関わる様々な主体に共通した行動指針となるものです。

<根拠>

- ・動物の愛護及び管理に関する法律
- ・動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
- ・東京都動物の愛護及び管理に関する条例
- ・まちだ未来づくりプラン
- ・まちだ健康づくり推進プラン(第5次町田市保健医療計画)

2 目標と理念

本計画がめざすのは、「人と動物との調和のとれた共生社会の実現」です。

人と動物との調和のとれた共生社会とは、動物を飼う人も動物が苦手な人も心地よく暮らせる社会です。

目標を実現するために、3つの理念に基づいて取り組みを進めます。

基本理念 1 動物の命の尊厳を守る

人が生きていくために必要な動物の利用や殺処分を直視し、厳粛に受け止めることともに、動物の命への感謝や畏敬の念を抱き、動物の取り扱いに反映させることが大切です。

基本理念 2 人の生活環境と健康を守る

人の生活環境と健康を守るために、動物の健康の保持増進と、科学的根拠をもった環境改善活動を進めます。

基本理念 3 連携と協働によりすすめる

人と動物との調和のとれた共生社会の実現にあたっては、一人一人の市民が、動物が好きな人も苦手な人もいることを理解し、互いの立場の尊重と思いやりをもつことが求められます。市民、住民組織、専門家、動物愛護団体、行政など愛護動物にかかわるすべての個人、団体には、それぞれの役割を果たしつつ、相互理解と連携により、目標の実現に向かって協働していくことが求められます。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成 30(2018)年度から平成 35(2023)年度までの 6 年間とします。

第2 施策の推進体制

1 協議会の設置

市は、計画の進捗管理と施策の推進に向けた検討をするため、関係者の参加を得て協議する場を設置し、事務局を保健所生活衛生課愛護動物係におきます。

2 動物に関わる市民、関係者、行政等の役割

市民と動物にかかわるすべての個人団体が連携・協働を進める基本となる、それぞれの役割は以下のとおりです。

(1) 市民

動物の適正な取扱いに関して正しい知識及び理解を持つこと、
適正飼養、終生飼養の責務、動物の虐待の防止

(2) 町内会・自治会

地域住民や飼い主が適切に役割を果たすため必要な施策について行政に協力すること
地域猫活動や共生モデル地区について理解し協力すること

(3) 自主防災組織

災害時の避難施設におけるペットの同行避難の受け入れ準備をし、運営に関して適切な配慮をすること

(4) 飼い主

適正飼養、終生飼養、所有動物による他者への危害や環境影響の防止(マナー)について、正しい知識をもとに実行すること
適正飼養が困難になるおそれのある場合は適切に繁殖防止措置を行うとともに、迷子や盗難、逸走時に備えて所有明示を実施すること

(5) 獣医師

専門家として、市民等が適切に役割を果たすために必要な専門的知識を提供すること
虐待の疑いのある動物を発見した時には行政等に通報すること
動物由来感染症(人獣共通感染症)対策及び動物愛護施策の実施について行政に協力すること

(6) 動物愛護ボランティア

相談、譲渡、保護、普及啓発ほか人と動物とが共生する社会の実現にむけた様々な取り組みを行うこと
活動経験などを踏まえて施策提案等を行うこと

(7) 動物取扱業者

取り扱う動物の健康・安全の確保と適正飼養をすること
販売が困難となった犬猫等の終生飼養をすること
販売に際して動物の購入者に対し適正飼養について、終生飼養を含めわかりやすい説明を実施すること

(8) 行政

市民等への正しい知識の普及啓発や相談、助言を行うこと

市民および関係者が適切に役割を果たすための情報を提供すること
動物取扱業者に対し都と連携した指導をすること
動物の飼い主や所有者、その家族等に繁殖制限を含む適正飼養の指導をすること
拒否すべき理由がある場合を除き引取り要請があった犬および猫を引き取ること
犬の登録をし、狂犬病予防接種機会を提供すること

第3 施策の方向

本計画において、町田市では5つの方針にそって12の施策を進めていきます。

- (1) 動物愛護の推進
 - (2) 動物由来感染症(人獣共通感染症)対策
 - (3) 生活環境を改善する取り組みの推進
 - (4) 動物の命を守る取り組みの推進
 - (5) 災害時対策
-
- (1) 動物愛護の推進
 - ①動物と人との共生に関する基礎知識の普及
 - ②飼い始める前の準備に関する普及啓発
(マナー向上、所有明示の普及にむけた広報活動など)
 - ③適正飼養の普及啓発
(犬フン等の放置、多頭飼育の適正化など)
 - ④終生飼養の普及啓発
 - (2) 動物由来感染症(人獣共通感染症)対策
 - ⑤狂犬病予防のための登録及びワクチン接種に関する普及啓発
 - ⑥動物由来感染症(人獣共通感染症)に関する正しい知識の普及啓発
 - (3) 生活環境を改善する取り組みの推進
 - ⑦地域猫対策の普及啓発
 - ⑧共生モデル地区の拡大に向けた普及啓発
 - (4) 動物の命を守る取り組みの推進
 - ⑨犬・猫の譲渡活動に関する普及啓発
 - ⑩飼い主の高齢化に関する研究
 - (5) 災害時対策
 - ⑪平常時における備えの強化
 - 1) 同行避難の周知・啓発
 - 2) 避難施設等の運営準備
 - ⑫災害発生時における動物救護体制の周知